

2020 年連邦最高裁判所判決と 1964 年公民権法

LGBT の雇用をめぐる平等

石原圭子*

Abstract

The Supreme Court of the United States decided three cases on June 15, 2020, relating to equal employment opportunity for LGBT. The employees brought suits against the employers because in each case, the employer fired them after the employee's homosexuality or transgender status becoming clear. The plaintiffs asserted the act by employer was discrimination and unlawful under the Civil Rights Act, Title VII. The Title VII commands it is unlawful for an employer to discriminate against any individual because of race, color, religion, sex, or national origin. The Supreme Court tried not to intervene the range reserved for the Congress and the President by new interpretation not based on written law, but it tried to find out the original intentions of the law makers and whether the Act, made in the era of the Civil Rights movement, could be applied to protect the rights of LGBT. The Supreme Court ascertained that the Congress originally adopted broad language in Title VII and the meaning of the word of the Act could be interpreted to include LGBT. The Supreme Court decided that the Civil Rights Act of 1964 could be regarded to protect the equal employment opportunity of LGBT.

1 はじめに

20 世紀後半から、アメリカ合衆国における LGBT の平等への関心の高まりと、法的権利の進展には著しいものがある。特に 2015 年の連邦最高裁判所による全米での同性結婚の承認は画期的なものであった。LGBT に対する認識には昨今大きな変化がみられるが、しかし、雇用等における差別の継続が指摘されることは少なくなかった。

* 東海大学現代教養センター

2020 年 6 月 15 日連邦最高裁判所は LGBT の雇用の平等に関して、注目される判決をくだした。本論では判決内容を分析するとともに、1950 年代から 60 年代にかけて行われた公民権運動、特にその成果と言われる 1964 年公民権法と今回の判決との関係性を検討する。そのことにより、アメリカ史において繰り返されてきた、様々な権利獲得運動の文脈に LGBT の権利獲得運動を位置づけることを試みる。

2 2020 年連邦最高裁判所判決の背景

2020 年 6 月 15 日連邦最高裁判所はボストック対ジョージア州クレイトン・カウンティの裁判において、原告 LGBT に対して差別的な解雇が行われていたことを認め、解雇が違法であるとの判決をくだした¹。アメリカ史を振り返ると連邦最高裁判所は時代を方向付ける判決を度々くだしてきているが、この判決も 2015 年の同性結婚を全米で承認した判決に続き、近年の LGBT の権利向上に資するものとなった。

(1) ボストック対ジョージア州クレイトン・カウンティ

この判決は、3 人の LGBT それぞれが起こしていた訴訟に対して、連邦最高裁が一括して下したものである。いずれも長期間雇用されていたにも関わらず、LGBT であることが明らかになった後、解雇されることになったことを不服として起こしたものであった。1 番目は、ジョージア州、クレイトン・カウンティが、被雇用者であったジェラルド・ボストックがゲイのレクリエーション・ソフトボール・リーグに参加を始めた後、それがカウンティの被雇用者としてふさわしくない行動であるとして、彼を解雇したという事件であった。2 番目は、アルティチュード・エクスプレスが、ドナルド・ザードが自らゲイであることを語った数日後に解雇した事件であった²。3 番目は、R.G.&G.R.ハリス葬儀社が、就職時には男性として雇用されていたエイミー・ステファンが今後、24 時間女性として生活し働いてゆくと雇用主に語った後、解雇したという事件であった³。

それぞれの原告は、これらの行為が 1964 年に成立した公民権法第 7 章 (Title VII of the Civil Rights Act) で禁じられている性に基づく差別であるとして訴訟を起こしていた。3 人は同様な訴訟を起こしたが、最高裁に至るまでには異なる経過をたどった。

(2) 公民権運動：法成立の背景

1964 年の公民権法は、1950 年代から 60 年代に活発であった公民権運動の成果の一つとされている。1954 年アール・ウォーレンを最高裁判事とする連邦最高裁により、教育の場において行われていた人種分離を違憲とするブラウン判決が出されたが、それまでアメリカ合衆国南部では、アフリカ系アメリカ人に対して、ジム・クロウ制度という人種分離が合法的に行われていた⁴。ブラウン判決後も南部では反発が強く、人種統合が円滑に進むことはなかった。改善が進まない状況に対抗して、座り込み、ボイコット、デモ行進と言った公民権運動が一気に広がった。この運動はアフリカ系アメリカ人が主導したものであり、マーティン・ルーサー・

キング牧師を始めとする著名なリーダーも登場したが、先住民をはじめとする他の少数民族、そして女性たちも影響を受け、権利意識が高まっていった。こうした社会の大きなうねりの影響を受けて、連邦も法律の制定に動いた。1964年の公民権法、1965年の投票権法という2つの法律は、公民権運動の影響を受けて成立した法律として知られる。アフリカ系アメリカ人の投票は、既に南北戦争終了から5年後の1870年に、合衆国憲法第15修正条項によって、「アメリカ合衆国民の投票権は人種・肌の色あるいは、過去の隷属によって、合衆国あるいは、いかなる州によっても拒絶あるいは制限されてはならない。」と定められ、憲法上、認められていた権利であった。しかし、南部州においては、投票権を、人種・肌の色、過去の隷属を理由に奪うというような露骨な憲法違反は避けながらも、投票権に財産資格や文字テストを課したり、あるいは暴力的に排除したりすることが行われ、20世紀半ばになっても、アフリカ系アメリカ人が南部州において投票することは実質上困難であり続けていた。憲法第15修正条項から95年後を経てなお、投票権法の制定が必要とされる状況が、当時の南部にはなお存在していたのである。人種分離を廃止し平等を獲得すること、そして投票権を獲得することは、公民権運動における重要な達成目標であった⁵。

（3）公民権法

1964年、民主党ジョンソン大統領のもと公民権法は成立した⁶。

第1章：投票権、第2章：公共施設における差別に対する差止め救済、第3章：公共施設の分離差別廃止、第4章：公共教育における分離差別廃止、第5章：公民権委員会、第6章：連邦支援事業における差別禁止、第7章：平等な雇用機会、第8章：投票登録および投票についての統計調査、第9章：公民権訴訟の移行および介入、第10章：コミュニティ関係事業の設立、第11章：その他。

各章の名称からも明らかのように、投票権を確保するとともに、人種分離差別を禁止するなど、平等を確保することを目的とし、調査の実施、公民権委員会組織の設立と権限強化、連邦の州への介入、権限強化など、実効性のある具体的内容を伴うものであった。当時の状況にあって必要とされた投票、教育、公共施設、雇用、等、多岐にわたる問題が視野に収められた。公民権法は人種分離について、アフリカ系アメリカ人を保護する力を連邦に与えるものとなった。1964年以降、合法的な人種分離は否定されることになった。

2020年6月15日の連邦最高裁判所の裁判では、LGBTの解雇が、こうした歴史的社会的背景の中で成立した1964年の公民法に照らし合わせた場合、第7章が禁じている雇用差別に当たるとのかが問われることになった。

（4）1964年公民権法第7章

公民権法第7章は、「雇用者が、いかなる個人に対しても、人種、肌の色、宗教、性、出身を理由に、雇用を認めない、あるいは拒絶する、あるいは解雇する、あるいは、報酬、期間、環境、雇用特権について差別することを違法とする。」というものである。これは、年間20週以上の各労働日において15人以上の被雇用者のいる雇用者を対象とした。

2020 年の裁判の原告 3 人は、長期間雇用されていたにもかかわらず、LGBT であることが明らかにした後解雇されることになったのであり、雇用者によるこの行為は、1964 年に成立した公民権法第 7 章で禁じられている性に基づく差別にあたるとして、同様の訴えを起こしていた。

3 2020 年連邦最高裁判所判決

(1) 訴訟経過

公民権法第 7 章で禁じられている性に基づく差別であるとして、同様の訴訟を起こした 3 人の原告であったが、最高裁に至るまでの経過は異なるものだった。

ゲイのレクリエーション・ソフトボール・リーグに参加した後、ジョージア州、クレイトン・カウンティにより解雇されたジェラルド・ボストックの訴えは、第 11 巡回裁判所によって、法は、ゲイであることを理由に雇用者が被雇用者を解雇することを禁じていないとして、却下された⁷。

ゲイであることを明らかにした数日後にアルティチュード・エクスプレスによって解雇されたドナルド・ザーダの訴えは、第 2 巡回裁判所によって、性の志向に基づく差別は公民権法第 7 章に違反しているとされ、彼の訴訟は継続することになった⁸。

トランスジェンダーの意思を明らかにした後解雇されたエイミー・ステファンの訴訟において、第 6 巡回裁判所は、公民権法第 7 章は、トランスジェンダーを理由に雇用者が被雇用者を解雇することを禁じていると判断した⁹。訴訟が継続している間に、ザーダとステファンは他界したが、その遺族の意思もあって訴訟は続けられた。

こうした裁判所間における公民権法第 7 章の保護の範囲に関する判断の違いを解決するために、上告は受け付けられた。連邦最高裁に LGBT に対する雇用差別に関する統一的な司法判断が求められることになった。

(2) 論点 1. 司法の抑制的姿勢

この裁判には幾つかの論点が存在していたが、特に、論点の中心となったのが、1964 年公民権法第 7 章が保護の対象として LGBT を想定していたか否かということであった。

雇用主側は、LGBT を解雇したことは認めていたが、公民権法第 7 章は成立時点で LGBT を対象として想定していないと主張していた。もし、LGBT を保護することが必要であるならば、新たな法律の制定が待たれるべきであるという主張である。

裁判所は、判決文の中で法律に対する基本姿勢を述べている。すなわち、裁判所は、法が施行された当時の通常の意味に沿って、普段は法律の解釈を行っている。法律は、議会によって採択され、大統領によって承認された文言によって構成されている。もし裁判所が条文以外の資料や自らの想像力に影響を受けて、法律に付け加えたり、変更したり、最新なものにしたり、あるいは減らしたりできるとしたら、裁判所は国民の代表に留保されている立法手続きの外で法律を修正する危険を犯してしまう。したがって、裁判所は、解釈の拡大や変更に関しては基

本的には抑制的な姿勢を示している。

LGBT の権利の拡大の歴史を振り返ってみれば、今回の LGBT の雇用の平等の問題以前に、最も注目されていたのは、同性結婚承認の是非の問題であった。その法廷闘争の際にも、たびたび司法権限の範囲が議論になった。1990 年代にハワイ州の裁判所が、州が同性結婚を認めないことは差別にあたるという判決をくだしたことが、同性結婚の権利について変化をもたらす一つのきっかけとなり、その後の展開に大きな影響力を及ぼすことになった¹⁰。しかし司法が主導する変革の流れは、初期においては、まず住民投票で覆され、さらに、ジョージ・W.ブッシュ大統領からは、結婚という国民にとって重要な事柄の意味が少数の活動家裁判官によって決定されていると批判を受けることになった¹¹。こうした状況を考えれば、連邦最高裁判所が、正義の実現にあたって、司法に許容される範囲内での法解釈とみなされるように判決が下される必要があると考えるのは当然のことであった。2015 年に連邦最高裁判所によって同性結婚が全米で承認された判決にあっても、判決文を書いたケネディ判事は、結婚そのものの意味については、きわめて保守的な解釈に徹した。すなわち、結婚とは長い歴史的な制度であり、神聖なもので、人類社会の中心をなし、男性と女性という異性間のものと古くから考えられ、現在でも世界中で広くそのように考えられていると確認した上で、同性結婚を求める原告も同じように考えるからこそ結婚を認めて欲しいと考えているのだと述べ、結婚それ自体の従来の意味を維持した上で、保護され利益を受ける者の範囲を拡大する判決をくだしている。

（３）論点２．立法意図と司法解釈

公民権法第 7 章では、差別を考える場合、性を理由にして解雇されることがあれば、たとえそれが唯一の理由ではなく他の要因があったとしても、差別と認められると考えられた。

雇用の平等に関する今回の裁判では、公民権法第 7 章における、性を理由にした解雇は差別であるとする法律の文言の示す「性」の範囲を LGBT まで保護の対象として拡大しうるか否かが検討された。雇用者側は、1964 年時点で、性とは、男性あるいは女性を意味していたと主張するのに対して、被雇用者側は、1964 年の時点であっても、生物的な性差以上の広い視野が含まれており、少なくともジェンダー・アイデンティティや性的指向に関する規範にも及んでいた、と主張していた。

裁判所は、法制定時点での立法意図と現在の司法判断は一致していることを強調し、以下のような見解を示した。

法律が、議会が明確に予測していない事態に適応されたとしても、それは法律の曖昧さなのではなく、それは単に、立法の要請していることが広範であることを意味しているに過ぎない。もちろん言葉の意味は時代によって文脈によって、異なってくることもありえることである。雇用者は 1964 年以来、歴史的に性の意味が変化しているというのではなく、逆に、「いかなる個人に対しても、その性を理由に差別をしてはならない」ということに関しては、裁判官の理解と一致している。むしろ、雇用者および異見を主張する側は、1964 年には、今日の結果を期待したものはほとんどいなかったのだから、法律のテキストから必然的にもたらされる結論とみなすべきではないと主張している。重要だが予測していなかった案件が登場した時には、法

の文言を実施することを断念し、議会に委ねるべきだという考えだが、それはこの裁判所が長く拒否してきた考えである。雇用者側は、法の意図よりも、予測される適用範囲を尊重しているが、両者は関連している。雇用者側は 1964 年時点で、現在の結果を予測し得なかったと主張するが、第 7 章が制定されてから 10 年にも満たない段階で、男女平等に関する憲法修正 (Equal Rights Amendment) ¹²に関する議論において既に、第 7 章と類似の文言を用いて、差別から同性愛者を保護することを助言しているのである。

(4) LGBT 側の勝利判決：立法意図の範囲内

被雇用者 LGBT 側の訴えが認められる判決となった。公民権法第 7 章が、少なくともこの訴訟では憲法が保障する信仰の自由を侵害していないということも確認された。

1960 年代後半から 1970 年代を経て、1964 年公民権法第 7 章の影響は、議会で多くの人たちが期待した以上の広範囲に及ぶ結果を伴って展開されてきた。だが、この判決が裁判官の恣意的な解釈ではないことが判決文では強調されている。我々の社会は文書化された法律に基づいているのであり、裁判官は、法の意図や期待の推測によって、法律が明確に命じていることを見過ぐすことはできない。したがって、雇用者が被雇用者を、性を理由に解雇することを違法とする第 7 章において、議会は広義の言葉を採用していると判断した。したがって、雇用者が、ゲイやトランスジェンダーであることを理由に、個人を解雇することは法に違反すると判決をくだした。したがって、ザードに対する第 2、およびステファンに対する第 6 巡回裁判所の判決は支持され、ボストックに対する第 11 巡回裁判所の判決は覆された。

最終的にこの判決は、最高裁判事全員一致の見解とはならず、6 対 3 に分かれた。多数意見の判決は、ゴーサッチ判事によって書かれ、ロバート裁判長、ギンズバーグ判事、ブレイヤー判事、ソトマイヨール判事、ケイガン判事 6 人が支持した。これに対し、保守派と言われるアリトー判事が、トマス判事、カバノー判事とともに反対意見を記している。

(5) アリトー判事とカバノー判事による反対意見

この判決ではアリトー判事とカバノー判事が反対意見を書いている。トマス判事はアリトー判事の意見を支持している。

アリトー判事は故スカリア判事に言及しつつ、法が制定された当時における通常の意味での解釈を尊重するべきであるという「司法条文主義」を受け継ぐ観点から反論を述べている。1964 年の公民権法第 7 章は、人種、肌の色、宗教、性、出身の 5 つの項目を理由にした雇用の差別を禁じている。この項目には、性的指向も、ジェンダー・アイデンティティも含まれていない。過去 45 年間に、これらを項目に含む法案が議会に提案されたが、今日に至るまで法案の通過はみえていない。2019 年下院議会は第 7 章の性の定義に関して性的指向、ジェンダー・アイデンティティを含むよう修正法案が通過したが、上院で止まってしまっている。この判決は法解釈の権力の乱用である。裁判官は、その法律の書かれた時代の意味する通りに解釈する義務があるとし、ウェブスター、ランダムハウス、オックスフォード等の複数の辞書を参照し、当時の性の字句の一般的な解釈を確認するが、その時代の性の意味には性的指向もジェンダー・アイデ

ンティティも含まれていないと主張する。裁判所は、性による差別をすることなく、同性愛者、トランスジェンダーを差別することはあり得ないと主張しようとしているが、これらは別のカテゴリーなのであり、同性愛、トランスジェンダーへの差別は、通常の意味における性による差別を構成しないと主張している。

さらに、裁判所は判決に至る議論において、異なる人種間での結婚あるいは親密な関係をもった人に対する差別的行為が、差別と判断されている事を示し、論理を展開しているが、アリトー判事は、この異人種間の結婚等に関する件と性差別の問題は異なると指摘する。この件に関してアリトー判事は、異なる人種間の関係性を理由とした差別には歴史的背景があり、歴史を考慮に入れずに異人種間結婚あるいは親密な関係をもった人に対する差別が、第7章の規定する対象に含まれる理由を理解することは難しいと主張する。

アリトー判事は例を挙げる。たとえば、雇用者が白人であろうと黒人であろうと喜んで雇用するが、異人種間で親密な関係あるいは結婚をしている人に対して差別をしているとしたならば、たとえ、この雇用者が同じルールを白人、黒人という人種の違いにかかわらず当てはめているとしても、雇用者が人種による差別をしていることになる、何故ならば、この雇用者は、歴史が我々に伝える人種差別を理由に差別をしているからである。人種混交に反対することは黒人を白人より劣っているとする厳格な階層的差別を維持するという意味が含まれているからであると指摘する。アリトー判事は、性的指向を理由にした差別については歴史的背景を認めず、異なるものと判断する。何故なら性的指向による差別は歴史的に男性あるいは女性を隷属させるものではないからである。アリトー判事によれば、性的指向を理由に差別をした雇用者は同性愛恐怖症、あるいはトランスジェンダー恐怖症と呼ばれるかもしれないが、性差別主義者とは呼ばれないのである。アリトー判事は、裁判所は1964年には認識されていなかった2020年の価値観を反映して、法を最新のものに修正していると反対意見を述べている。

カバノー判事による少数意見の主要論点は憲法の規定する三権分立に基づく司法権限に関するものである。性的指向による雇用差別にまで拡大すべきか否かということについて、誰が決定するのかと問いかける。憲法上、第7章を修正する責任は議会および大統領にあり裁判所にはない。政治はこの問題について認識をしており、2007年下院議会は235対184で性的指向による雇用差別を禁じている。2013年には上院議会在64対32で同様の禁止を支持する票決を行っている。2013年再び性的指向による雇用差別を違法とすることについて、236対173で支持している。両院とも性的指向に基づく差別を禁じることに賛成多数となる票決を行っているにもかかわらず、未だに大統領とともに法案を成立に及んでいない。裁判所はゲイ、レズビアンは社会のアウトカースト、あるいは価値の劣ったものとして扱うことはできないと述べてきており、そのことについてはカバノー判事も全面的に賛成するが、裁判官は議員ではないと主張する。アレクサンダー・ハミルトンが『フェデラリスト』で語ったように、連邦裁判官の役割は、権力を行使することでも意志をもつことでもなく、単に判断することである。裁判官の役割はその結果を好もうが好むまいが、法律に書かれたことを解釈し従うことである。公民権法第7章は性的指向による雇用を禁じてはいない。第7章が違法としているのは、人種、肌の色、宗教、性、出身による差別であって、年齢差別や障害者への差別、性的指向によ

る差別を禁じていない。議会は、これまでも、1967 年にジョンソン大統領の時に高齢者差別禁止法（81STAT.602）を、1973 年にニクソン大統領の時にリハビリテーション法を制定し、連邦等の障害をもつ被雇用者に対する差別を禁じた（87Stat.355）。1990 年にジョージ・W・ブッシュ大統領は障害者法を制定した。年齢や障害による差別を禁じるために、裁判所だけが法を最新のものにしてきたわけではない。むしろ議会や大統領は新たに法を制定してきている。性的指向の差別に関して、議会においても、これまで検討されてきているが法制化まで至っていない。議会において法制化されていない時点において、裁判所は自己の政治的見解によって法を現代化することはできない。裁判所は議会の行動を見越して判事が法を修正することはできない。憲法の保障する三権分立が崩壊してしまうことになる。判事がその政治的信条に沿って、健康保険、銃刀法、環境法について判断するのは民主主義の点からして認められていないことである。カバノー判事は、裁判所の役割は法に述べて欲しいことではなく、実際に書いてあることを解釈することであると反対意見を述べている。

4 おわりに

本論では、近年、関心の高まりが著しい LGBT の雇用の平等に対して 2020 年 6 月 15 日にくだされた最高裁判所の判決に注目した。20 世紀後半から 21 世紀にかけて、急激に権利や平等に関して状況の好転がみられるようになった LGBT であるが、全米の州や地域によって雇用上の差別は著しい。同性愛やトランスジェンダーであることを理由に解雇された原告が訴訟の際に依拠したのは 1964 年の公民権法であった。アフリカ系アメリカ人の差別超克のための公民権運動を歴史的背景として、特に投票権の獲得と差別的な人種分離の禁止を主たる目的として成立した法律である。人種、肌の色、宗教、性、出身を理由に、雇用者が雇用において、個人を差別することを違法とする、という第 7 章を根拠に原告は訴えを起こした。第 7 章にある、性という文言が指し示すのは、男女のみならず、LGBT も含まれ、LGBT もこの法により平等に保護されるべき対象であり、LGBT を理由に解雇されることは差別であると訴えたのである。

1964 年に制定された公民権法第 7 章の文言には、禁止の対象となる差別の項目に LGBT は明示されておらず、性差別にあたるかどうか議論となったが、裁判所は性の文言を広義に解釈し、LGBT も差別禁止の対象と認めて判決をくだした。この判決の多数意見に対して、アリトー判事は、この判決は 21 世紀型に広義に変更して文言を解釈しているとし、制定時の解釈に固守するべきとの反対意見を述べている。アリトー判事は、異人種間結婚あるいは異人種間の親密な関係をもつ人に対する差別的行為は、たとえ黒人、白人、といった人種そのものに対する差別ではないにせよ、差別と判断されることについては認めているが、それは歴史的に黒人に対する「劣等的地位」を固定化する意図から人種差別とみなされるのであると述べている。アリトー判事は、LGBT は性の範疇に入らないと判断しているものの、LGBT は歴史的に法律上犯罪とされていたことを考えると、同様の論理から公民権法の対象範囲とみなすことは可能と考えられる。

カバノー判事による三権分立の観点についての指摘は重要であり、法解釈の拡大によって立

法的行為に及ぶことは権限を越えることになる。裁判所は基本的には抑制的である必要がある。法の解釈については、特に社会的に広く影響が及ぶ関心の高い問題に関しては、大統領や議会からの批判も大きい。選挙によって選出されてきた大統領や議員たちは国民多数派の支持を背景にしているが、一方で差別の問題はしばしば少数派に対する問題であり、多数派の理解が進むまでに時間がかかることが多い。この判決は、実際に差別と感じた原告が起こした訴訟の下級審判決において、公民権法第 7 章の解釈が分かれていたことに対して、連邦最高裁に統一見解が求められたのであり、同性結婚も認められる判決が出された今日、立法を待たずに、こうした判決を連邦最高裁がくださったことは、おおむね妥当であったといえるだろう。

性を理由とする雇用の差別を違法とする公民権法第 7 章を根拠に LGBT が裁判に勝利を収めたことは、20 世紀後半に至るまで長きに渡り、犯罪とみなされていた同性愛、あるいは平等な存在として認識されていなかった LGBT が、新たに平等に保護される対象となったことを示している。かつて奴隷とされ、その廃止後も差別的分離されていたアフリカ系アメリカ人が、平等を勝ち取るべく運動をし、法廷闘争を通じて平等な国民への道を歩んできたように、LGBT も、その前例を受け継ぎながら、法廷において平等な権利をもつ対象として認知されたことを意味していると言えるだろう。

アメリカ合衆国は、先住民、そしてヨーロッパ、アフリカ、アジアと様々な地域からの移民から成り立つ「多民族国家」であるが、その多様性のありかた、平等な国民として国家の構成員として含まれる範囲、集団間の平等については、時代ごとに変化してきた。その時代ごとに、人種、女性、労働者、など、様々な集団が相次いで平等を求め、権利を主張し、議論が行われてきた。また、21 世紀に至っても、警官によるアフリカ系アメリカ人に対する行為に端を発して、「ブラック・ライブズ・マター」のスローガンのもとに異議申し立てが行われるなど、人種問題についても解決されるべき課題は多い。しかし、21 世紀は、LGBT、そして障害者といった存在も、同様に、平等達成に向けて取り組むべき存在として認識されるようになり変化の兆しも大きくなっている。

2008 年大統領選に勝利を収め、史上初めてアフリカ系の合衆国大統領となったオバマ大統領は、シカゴの勝利演説の中で、年齢、経済的格差、党派、人種、同性愛者、異性愛者、健康者、障害者、といった集団を挙げ、建国者たちが語った夢を疑っているとしたら、これが答えだと力強く述べ、尊重されるべき差異ある存在として LGBT、さらには障害者を取り上げた。今回の連邦最高裁判所の判決も、アフリカ系アメリカ人をはじめとする人々の歴史的な努力を経て成立した 1964 年の公民権法によって、新たに LGBT の存在が、守られるべき存在であることが、連邦最高裁判所によって確認されたという歴史的な意味がある。

裁判所は、この決定にあたって、三権分立の建前を尊重しつつ、司法に委ねられた権限の範囲を超えて不必要な反発を呼ばないような慎重な法文の解釈に徹しながら、時代に即した判断を行ったと言えるだろう。

判決は全員一致ではなく、6 対 3 に分かれた。この判決後、これまで最高裁判所においてリベラルな立場を主導してきたギンズバーグ判事が亡くなった。アメリカ社会を方向づける判決が行われる最高裁判所の判事に次に誰が就任するのか、最高裁判事の構成は、社会を 2 分する

LGBT や妊娠中絶など、ジェンダーや宗教観に関わる問題に特に大きな影響を及ぼすことから注目された。新たな大統領の就任が決定する大統領選の後にすべきという意見もあったが、トランプ大統領は、2020 年 9 月 26 日にエイミー・コニー・バレット氏を指名し、議会の承認を経て、大統領選直前の 10 月 27 日にバレット氏は最高裁判事に就任した。トランプ大統領政権下で後任判事が任命されることによって、最高裁の右傾化が予測されている。だが、今回、判決文を書いたのはトランプ大統領が任命したゴーサッチ判事であり、同じくトランプが任命し、異見を述べたカバノー判事とは見解が分かれており、任命権者に関わらず、司法の独立性は保たれていると考えられる。保守とされるバレット判事が今後、どのような判決をくだしてゆくのか注目されるところである。

歴史的に連邦最高裁判所は、差別や平等の問題にきわめて消極的な場面も多々あったが、今回の LGBT の訴訟に関しては、解釈を拡大変更するなど、過度に政治的と批判されることは避けつつも、法文に乗っ取った伝統的な手法を用いつつ、論理的な体裁をとって、1964 年の公民権法第 7 章を、21 世紀の LGBT の権利を守るために、用いたと言えるだろう。

注

¹ Gerald Lynn Bostock v. Clayton County, Georgia. 590 U.S.____ (2020);140 S.Ct.1731(2020).

² No.17-1623, Altitude Express, Inc., et al. v. Zarda et al., as Co-Independent Executors of the Estate of Zarda, on certiorari to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

³ No. 18-107, R.G.& G.R. Harris Funeral Homes, Inc. v. Equal Employment Opportunity Commission et al., on certiorari to the United States Court of Appeals for the Sixth Circuit.

⁴ Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954).

⁵ <https://www.loc.gov/exhibits/civil-rights-act/civil-rights-act-of-1964.html> (議会図書館 HP 2020 年 10 月 28 日参照).

⁶ 1964 年 7 月 2 日成立。H.R.7152.

⁷ 723 Fed.Appx.964(2018).

⁸ 883 F.3d 100 (2018).

⁹ 884 F.3d 560 (2018).

¹⁰ Supreme Court of Hawaii No. 20371 (December 9, 1999).

¹¹ Keiko Ishihara, “Politicized Gender and Politicized Religion : Same-Sex Marriage in the Discourse of 21st Century American Politics,” *Journal of American Studies* (The American Studies Association of Korea, vol. 38, Spring, 2006), pp.73-102. 石原圭子「同性結婚とアメリカの文化と法」『東海大学総合教育センター紀要』第 31 号, pp.23-38, 2011 年 3 月. 石原圭子「結婚防衛法 (DOMA) をめぐる連邦最高裁判決と大統領・連邦議会の動向—同性結婚承認における州の多様性と連邦政府—」『東海大学総合教育センター紀要』第 34 号 pp.49-62, 2014 年 3 月. 石原圭子「同性結婚をめぐる米国連邦最高裁判所の判決—連邦・州・新しい家族のかたち—」『東海大学総合教育センター紀要』第 36 号, pp.51-59, 2016 年 3 月. 石原圭子「同性結婚についての米国連邦最高裁判決と女性史の議論—司法判断と公領域・私領域をめぐるジェンダー史観—」『東海大学現代教養センター紀要』第 1 号, pp.77-84, 2017 年 3 月.

¹² 男女平等権憲法修正条項 (Equal Rights Amendment : ERA). 1972 年に「合衆国およびい

かなる州も、法のもとにおける権利の平等を性の違いを理由に否定あるいは制限してはならない」との憲法修正案が連邦議会通過を通過したが、男女間の差異の問題などについて議論が分かれ、10年の期限内に憲法修正に必要な4分の3以上の州の承認を得ることができず、1982年に不成立となった。